Ⅲ会社の行為に対する訴え

第1 総論

Logic

- 1.登場人物が株式会社による何かしらの「株主総会決議」自体に不満を持っている場合
- →①株主総会等の決議の取消しの訴え(831条1項)
- ②株主総会等の決議の無効の確認の訴え(830条2項)③株主総会等の決議の不存在(830条1項)
- 2. 登場人物が株式会社による新株等の発行に不満を持っている場合
- (1)効力発生日前(未だ新株が発行されていない場合)
- **→**④差止請求 (210条, 247条等)
- (2)効力発生日後(既に新株が発行されている場合)
- **→**⑤新株発行等無効の訴え(828条1項2号~4号)⑥新株発行不存在確認の訴え(829条1号~3号)
- 3.登場人物が組織再編行為に不満を持っている場合
- (1)効力発生目前(未だ実際に合併等が行われていない場合)
- →⑦差止請求(784条の2 or 796条の2)
- ※立場が吸収されてしまう会社=784、立場が吸収する会社=796
- (2)効力発生日後(既に合併等が行われてしまった場合)
- **→**(8)吸収合併等の無効確認の訴え (828条1項6号~10号)
- ※上記のメニューの中から問題文の誘導に則って選択していく!! (問題文をよく読む)
 - ←訴訟選択をミスる人も少なくない&訴訟要件のチェックをしていない人も多い
 - ←これらをしっかりやってあげるだけで答案が相対的に浮く

第2 総会決議への攻撃

Logic

1.株主総会決議取消しの訴え

第八百三十一条 次の各号に掲げる場合には、1株主等 (当該各号の株主総会等が創立総会又は種類創立総会である場合にあっては、株主等、設立時株主、設立時取締役又は設立時監査役) は、株主総会等の決議の日から2三箇月以内に、訴えをもって当該決議の取消しを請求することができる。当該決議の取消しにより1株主 (当該決議が創立総会の決議である場合にあっては、設立時株主) 又は1収締役 (監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。以下この項において同じ。)、1監査役若しくは清算人(当該決議が株主総会又は種類株主総会の決議である場合にあっては第三百四十六条第一項(第四百七十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定により取締役、監査役又は清算人と

しての権利義務を有する者を含み、当該決議が創立総会又は種類創立総会の決議である場合 にあっては設立時取締役(設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合に あっては、設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役)又は設立時 監査役を含む。)となる者も、同様とする。(注:上記1,2が「訴訟要件」)

- 一 株主総会等の $_{①}$ 招集の手続 $_{\mathbb{Z}}$ 又は $_{\mathbb{Z}}$ 決議の方法が $_{\mathbb{Z}}$ 法令若しくは定款に違反 $_{\mathbb{Z}}$ し、又は $_{\mathbb{Z}}$ とき。
- 二 株主総会等の③決議の内容が定款に違反するとき。
- 三 株主総会等の決議について_④特別の利害関係を有する者が議決権を行使したことによって、著しく不当な決議がされたとき。(注:上記①~④が「取消事由」)
- 2 前項の訴えの提起があった場合において、株主総会等の招集の手続又は決議の方法が法令又は定款に違反するときであっても、裁判所は、<u>その違反する事実が重大でなく</u>、かつ、 決議に影響を及ぼさないものであると認めるときは、同項の規定による請求を棄却することができる。(注: 2項の検討漏れに注意)

※裁量棄却の両要件は「かつ」の関係であるから、どちらかが満たされても、もう片方が満たされなければ棄却されない。(38事件を明文化)

2.株主総会決議無効確認の訴え

第八百三十条 1項省略

- **2** 株主総会等の決議については、<u>決議の内容が法令に違反すること</u>を理由として、決議が 無効であることの確認を、訴えをもって請求することができる。
- →期間制限なし。注意すべきなのは、勝訴要件が「内容」の「法令違反」に限られる点
- 3.株主総会決議不存在確認の訴え

第八百三十条 株主総会若しくは種類株主総会又は創立総会若しくは種類創立総会(以下この節及び第九百三十七条第一項第一号トにおいて「株主総会等」という。)の決議については、決議が存在しないことの確認を、訴えをもって請求することができる。

2項省略

- →期間制限なし
- ※「不存在」とは、「総会決議の事実が全くなく決議そのものが事実上存在しないにもかかわらず、登記や議事録に決議が存在したかのような虚偽の記載がある場合」(物理的不存在)or「一応総会および決議と目すべきものは事実上存在するが、決議の成立過程の瑕疵が著しく法律上決議があったとは評価できない場合」(法的不存在)をいう¹

Pieces

1.訴訟要件に関する判例

- (1) 原告適格 (9, 10, 11事件 (なお, 11事件は本案に関するが便宜上ここで扱う))
- ア問題点
 - ①被相続人A(Y社株式を300個保有)が死亡、子X1~3がAを相続→②300個の株式は、

-

¹³⁹事件解説2